椥原町教育施策の大綱

（令和７年度～令和１１年度）

第２次改定

❖ 目　次 ❖

改定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・　２

教育大綱の位置づけ　・・・・・・・・・・　２

計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

教育大綱に基づく施策の進捗管理　・・・　３

基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

目指す人間像　・・・・・・・・・・・・・　３

基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・　４

■改定の趣旨

今回の改定は、現在の「椥原町教育大綱」が期限を迎えるにあたり、令和７年度から令和１１年度の５年間における本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるために行うものです。改定は椥原町総合教育会議での協議を経て町長が行う椥原町の教育行政の基本となる指針となります。

■教育大綱の位置づけ

椥原町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項に基づき策定されるもので、国の教育大綱・教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じて定めることとされています。椥原町では前回の改正に引き続き、「椥原町総合振興計画」（計画期間令和２年度～令和１１年度）に定められたまちづくりの指針との整合を図りながら、教育行政の根本となる指針を示すものとします。

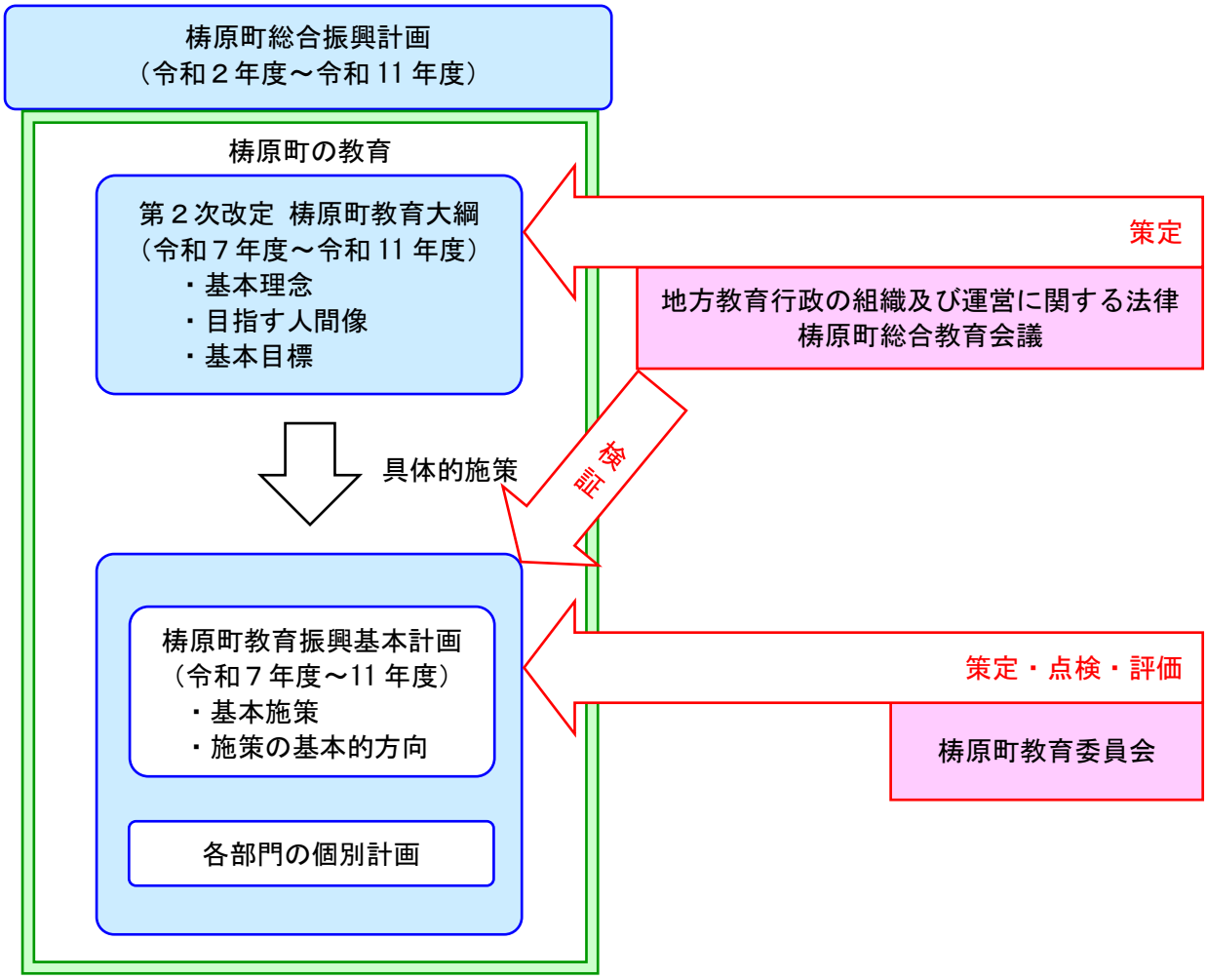

■計画期間

第２次改定の梼原町教育大綱の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

■教育大綱に基づく施策の進捗管理

梼原町教育大綱に基づく施策、各事業の実効性を担保するため、梼原町教育振興基本計画において図られた具体的な施策と計画の進捗を検証するとともに目標の達成に努めます。

点検・評価にあたっては、客観性・公平性を確保するため、教育に関する学識経験者等の知見の活用を図り、その結果を次年度以降の教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用します。

基本理念

次代を担う子どもたちが２１世紀をたくましく生き抜く力を育むために、梼原こども園、学校、家庭、地域、行政が役割分担を明確にしながら、基礎・基本を大切にし、安全で安心した生活のできる環境作りと地域ぐるみの教育を基本に本町の教育を推進する。

目指す人間像

一人ひとりの個性を生かし、人間として調和のとれた育成を目指し、生きる力を育む教育の推進
～知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた教育の推進～

目指す人間像は、「梼原人」

「梼原人」とは
- 正しいもの、美しいものをきちんと見極める
- 勇気をもって行動でき、人の痛みが分かる優しさを持っている
- 進取の気性に富み、未知の世界に臆することなく挑戦できる

基本目標

１. 地域ぐるみの教育の推進

２. 基礎基本の徹底と生きる力の育成

３. 保幼小中高の一貫教育の推進

４. 生涯を通じて主体的に学び続ける環境づくりの推進

５. 安全・安心の教育環境の整備

つなげて・つづけて・つよくする

令和７年３月

椿　原　町